



つながりでつくる安全・安心な暮らし
里山の恵みと文化の維持・継承

(仮称)いわき市

写真：田人地区

中山間地域の課題解決に向けた

(令和4年12月現在)

取組方針(素案)

1	取組方針の策定にあたって	3
2	中山間地域の現状	8
3	中山間地域の課題の抽出	13
4	時代の潮流	17
5	中山間地域の将来像・目標	18
6	中山間地域の課題に対応した施策	20
7	施策を推進する取組み	32
8	中山間地域の「地域づくり構想」	33

1 取組方針の策定にあたって

(1) 取組方針策定の背景・目的

背景

- ◆ 中山間地域は、国土や環境の保全、水源かん養機能、木材等の資源や食料の供給、また、貴重な地域文化の継承にも貢献しています。さらには、水力や風力など自然エネルギーの供給源ともなるなど、市街地に居住される市民にも多様な恵みをもたらしてきた地域であり、多面的かつ公益的な役割を果たしています。
- ◆ 中山間地域は、市街地と比べて地理的、社会的な諸条件が不利な地域であるため、人口減少や少子高齢化等の影響により、今後、日常生活を維持していくことさえもが、一層危ぶまれる状況となっていくものと考えられます。中山間地域が衰退の一途をたどることは、地域の活力や果たしてきた多面的機能などが失われることとなり、市全体としても看過できないものがあります。
- ◆ 一方、社会状況の変化に伴い、人の価値観やライフスタイルも多様化し、また、ICT化の伸展により、時間や場所にとらわれずに働ける環境が整うなど働き方の多様化も進んでおり、更には、コロナ禍の影響も相まって、都市部から地方へ移住する動きが、今後ますます、活発化するものと考えられます。



目的

中山間地域を維持していくことの重要性を市全体で共有するとともに、当該地域の一次生活圏のセーフティネットを確保して地域力の維持・強化を図り、もって市民が安全に安心していきいきと住み続けることができる地域社会の実現を目的として「中山間地域の課題解決に向けた取組方針」を策定することとしました。

なお、中山間地域を含めた産業戦略については、分野別の個別計画により推進します。

※「一次生活圏」とは、行政機関、診療所、集会所、小中学校等基礎的な公共公益的施設を中心部に持ち、それらのサービスが及ぶ地域。圏域範囲は4～6km。

1 取組方針の策定にあたって

(2) 国の動向

国は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする地方創生に取り組むため、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、施策の基本的方向等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第1期：平成27年度～平成31年度、第2期：令和2年度～令和6年度）を策定しました。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、中山間地域等に暮らし続けられる地域を維持する施策として「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進が位置付けられています。

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組みを持続的に行うための組織（**地域運営組織**）の形成が必要。
- 2024年度までに小さな拠点を全国で1,800箇所（2020年度：1,267箇所）形成し、うち地域運営組織が形成されている比率を90%（2020年度：87%）とすることを目指す。



1 取組方針の策定にあたって

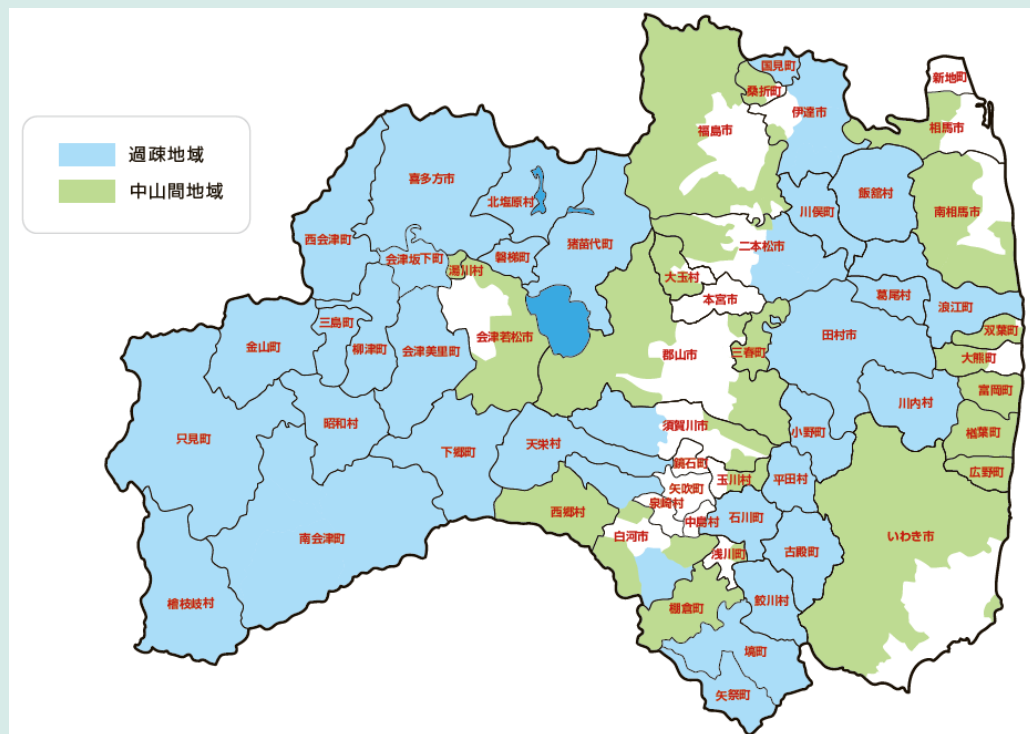
(3) 県の動向

① 福島県過疎・中山間地域振興条例

県では、「過疎・中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで住みよい調和のとれた持続的に発展する地域社会の実現に資することを目的」として「福島県過疎・中山間地域振興条例」（以下「県条例」という。）を平成17年3月に制定していますが、令和3年4月の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行を受け、同年10月に改正しました。

また、当該条例に「市町村の役割」（第5条）として、「市町村は、住民の意見を尊重し、かつ、県と連携し、過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策を、市町村計画に基づき実施し、達成状況に関する評価を行うよう努めるものとする。」と定められています。

福島県の過疎・中山間地域



○過疎・中山間地域
52 市町村(面積: 全県の82.4%)
うち市町村の全域が対象の市町村は37市町村
(面積:全県の59.8%、人口:全県17.4%(319,832人))
※人口は令和2年国勢調査結果

1 取組方針の策定にあたって

② 福島県過疎・中山間地域振興戦略

県では、福島県総合計画の部門別計画として、過疎・中山間地域が持続的に発展していくための基本的な考え方や方針を示した「福島県過疎・中山間地域振興戦略」(計画期間：令和4年度～令和12年度)を策定し、過疎・中山間地域の人々が、自らの里山地域に誇りを持ち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源をいかし、安全・安心で持続可能なコミュニティを共に創る(共創)社会の実現を目指し、各種施策を推進しています。



出典：福島県過疎・中山間地域振興戦略

福島県過疎・中山間地域振興戦略の全体構成

基本的事項【第1章】

- ①「過疎・中山間地域振興戦略」は、県の最上位計画である総合計画のもとで、過疎・中山間地域の持続的な発展を図っていくための方針等を示す部門別計画です。
- ②計画期間は、令和4(2022)年度から、令和12(2030)年度までの9年間です。

戦略の目標、目指す姿、施策の方向性【第2～6章】

過疎・中山間地域の現状と課題【第2章】

- ①人口と高齢化率の推移 ②集落の現状と課題 ③時代潮流と環境の変化
- ④新しい時代の優位性・ポテンシャル ⑤今後の対策の方向性

戦略の目標と目指していく地域の姿【第3章】

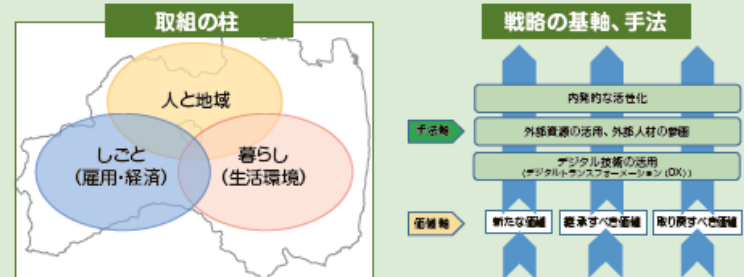
戦略の目標

持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現

～誇れる里・山(さと・やま)を連携・共創により未来へつなぐ～

- ①必要とされる考え方 ②目指していく新しい過疎・中山間地域での暮らし
- ～「ふくしまのスマート・ローカルライフ。」

戦略の取組の柱【第4章】



施策の方向性【第5章】

- ①人と地域(集落の活力づくり、人の流れづくりなど)
- ②しごと(産業の振興と働く場の確保など)
- ③暮らし(県土の保全と安全な暮らしの確保など)

戦略の推進のために【第6章】

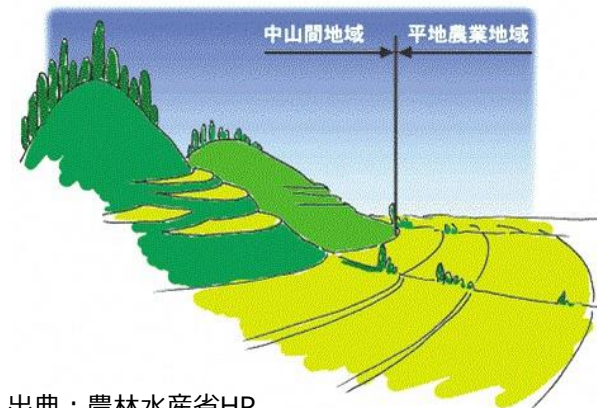
- ①戦略の進行管理
- ②戦略の指標
- ③県の推進体制

2 中山間地域の現状

(1) 中山間地域とは

中山間地域とは、「平地の周辺部から山間地までのまとまった平坦な耕地の少ない地域」をいいます。

一般的に、地形は、平野から山に向かって、平地→中間地→山間地と変化していきます。この中間地と山間地を合わせて中山間地域と呼んでいます。



出典：農林水産省HP

(2) 市の中山間地域

① 県条例における中山間地域の定義

県条例では、第2条において「過疎・中山間地域」を次のように定めています。

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成17年福島県条例第68号）（一部抜粋）

第2条 この条例において、「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項又は第2項、同法第41条から第43条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、それらの地域に類する地域として規則で定める地域

2 中山間地域の現状

② 市の中山間地域

市の中山間地域は、県条例第2条で定める「過疎・中山間地域」のうち、第1号及び第2号が該当します。なお、遠野、三和、田人及び川前地区は、全域が「中山間地域」となります。

地区名		字	旧村名	県条例 第2条第1号	県条例 第2条第2号
勿来	川部町	全域	旧川部村		○
	沼部町	全域			○
	三沢町	全域			○
	山玉町	全域			○
	瀬戸町	全域			○
内郷	内郷高野町	全域	旧箕輪村		○
四倉	四倉町	八莖、上岡、駒込、上柳生、下柳生、薬王寺、山田小湊、玉山、中島、戸田、白岩	旧大野村		○
遠野	遠野町	上遠野、深山田、滝、根岸	旧上遠野村		○
		入遠野、上根本、大平	旧入遠野村	○	○
小川	小川町	福岡、上小川	旧上小川村		○
好間	好間町	榊小屋、大利	旧箕輪村		○
三和	三和町	合戸、渡戸、上永井、下永井	旧永戸村		○
		上市萱、下市萱、中寺	旧沢渡村	○	○
		上三坂、中三坂、下三坂、差塩	旧三坂村	○	○
田人	田人町	旅人、南大平、黒田、荷路夫、貝泊、石住	旧田人村	○	○
川前	川前町	川前、上桶売、下桶売、小白井	旧川前村	○	○
久之浜・大久	大久町	大久、小久、小山田	旧大久村		○

市の中山間地域の面積（801.74km²）は、市の面積（1232.26km²）の約65%

市の中山間地域の人口（18,134人）は、市の人口（326,684人）の約6% 出典：いわき市の人口（令和4年4月1日現在）

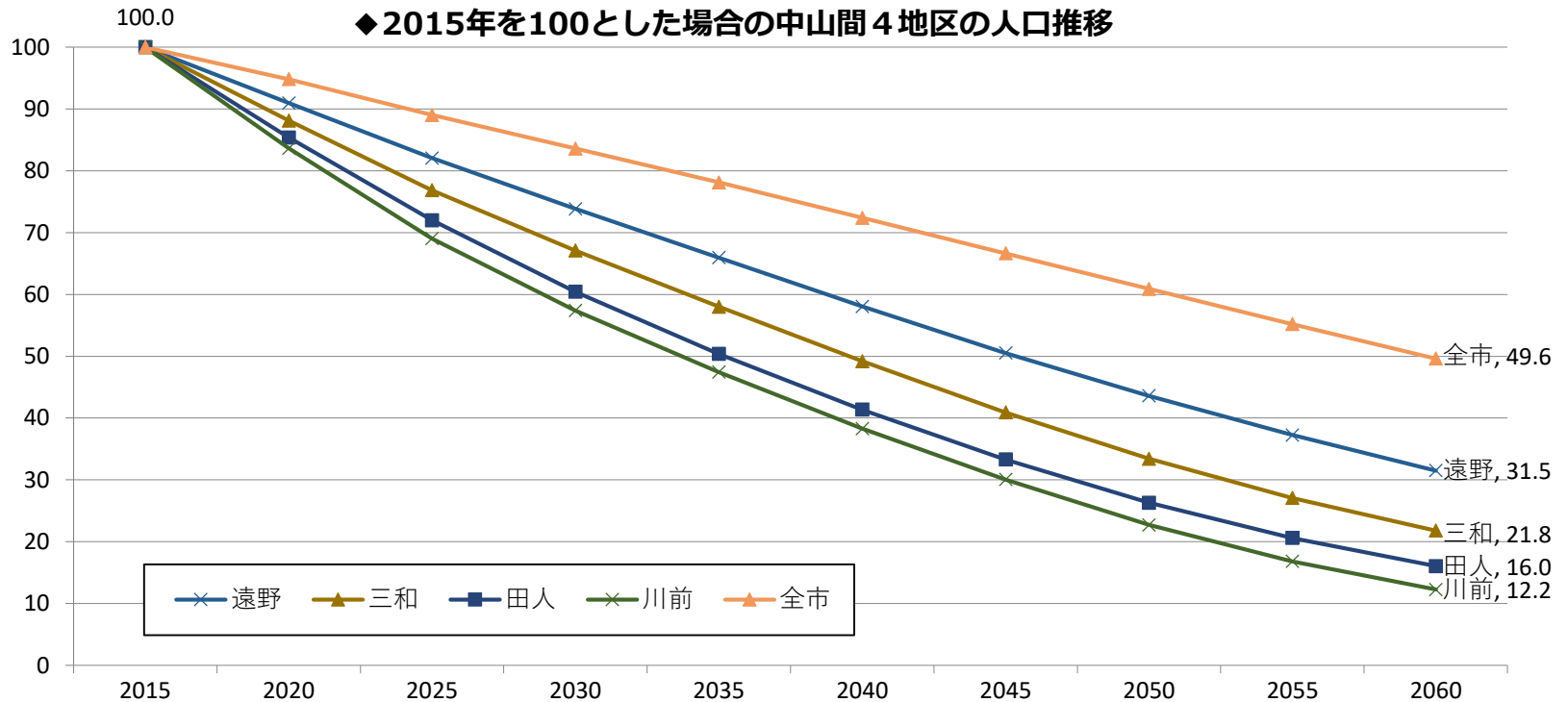
※県要綱では、「農林統計に用いる地域区分の制定について」における中間農業地域又は山間農業地域も該当。

2 中山間地域の現状

(3) 中山間4地区の人口推移

平成27（2015）年を100とした場合、市全体と中山間4地区（※）の人口の推移を比較すると、中山間4地区の人口の減少が著しい状況となっています。

※「中山間4地区」とは、地域全域が中山間地域である遠野、三和、田人及び川前地区をいいます。



出典：第2期いわき創生総合戦略関連データ

2 中山間地域の現状

(4) 中山間4地区の年少人口率と高齢化率

中山間4地区では、市全体と比較して、人口に占める年少人口（0～14歳）の割合が低く、高齢者（65歳以上）の割合が高い状況となっています。

◆中山間4地区の年少人口率と高齢化率について

(単位：人、%)

地区	総人口	年少人口 (0～14歳)	年少人口率	高齢者 (65歳以上)	高齢化率
遠野	4,884	422	8.6	2,021	41.4
三和	2,537	160	6.3	1,245	49.1
田人	1,308	76	5.8	670	51.2
川前	887	13	1.5	457	51.5
全市	326,684	36,324	11.1	103,033	31.5

出典：いわき市の人口（令和4年4月1日現在）



2 中山間地域の現状

(5) 中山間4地区の施設等の状況

医療機関については、遠野地区に8か所（歯科診療所含む）、田人地区に1か所、三和及び川前地区内にはありません。

◆中山間4地区の施設等の状況について

地区	医療機関			学校		商業施設	公共交通	
	病院	医科診療所	歯科診療所	小学校	中学校	飲食料品 小売業	鉄道	路線バス
遠野	0	6	2	2	2	12	無	有
三和	0	0	0	1	1	13	無	有
田人	0	1	0	1	1	5	無	無
川前	0	0	0	1	2	6	有	有
全市	26	250	160	65	42	657	-	-

出典：令和3年度いわき市統計書、平成26年いわき市の商業

※「病院」とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であり、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。

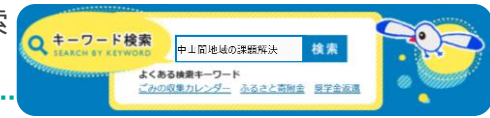
「診療所」とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であり、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。



3 中山間地域の課題の抽出

(1) 中山間地域に関する調査

※アンケート結果については、市ホームページをご参照ください。
「中山間地域の課題解決」と検索



① 中山間地域との意見交換

実施目的

当該取組方針に、中山間地域の意見を反映させることを目的として、意見交換を実施

対象地区

中山間地域のうち当該地域の抱える課題がより顕著にあらわれと考えられ、既に中山間地域集落支援員を配置して維持・活性化の支援をしている遠野、三和、田人、川前及び小川地区の5地区

対象

区長会、地域振興協議会など地域の実情に合わせて調整

実施時期

第1回 令和3年11月～12月、第2回 令和4年5月～6月、第3回 令和4年11月

「交通手段の確保・充実」、「地域医療の充実」、「買い物の支援」、「まちづくりの担い手関係」、「空き家の活用」については、中山間地域共通の課題であり、その中でも特に「交通」、「医療」、「買い物」については、生活に密着した課題として、今後も中山間地域で生活するうえで非常に重要な要素であることから早急に検討を進める必要があります。

② 中山間地域住民アンケート（有効回答率：75.6%）

調査目的

中山間地域が抱える課題や住民のニーズを把握するとともに、当該取組方針策定にあたっての基礎資料とすることを目的として実施

対象地区

遠野、三和、田人、川前及び小川地区（福岡、上小川）の5地区

対象

全世帯（世帯主が回答）

実施時期

令和3年11月～12月 ※実施時期は異なりますが、回答期間は15日間

日常生活における買い物をはじめ、通院の不便さや鳥獣被害、就業の場、さらには農林業の後継者など、多岐に渡る課題への対応とともに、地区の特性に応じた対策を図る必要があります。

また、防災に関しては、アンケート結果から高い自主性が窺えるものの、地域の人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの衰退等を見据え、持続的な活動に向けた支援の必要があります。

3 中山間地域の課題の抽出

③ 都市部（中山間地域以外）住民アンケート（有効回答数：400件）

調査目的

都市部住民の中山間地域のイメージや考え方等を把握し、当該取組方針策定にあたっての基礎資料とするとともに、中山間地域の魅力を発信することを目的として実施

対象地区

中山間地域以外の地域

実施時期

令和4年1月

中山間地域が衰退の一途をたどった場合、地域の活力低下だけではなく、国土や環境の保全、木材等の資源や食料の供給など、都市部住民にも恵みをもたらしてきた多面的機能の低下が市全体へ及ぼす影響の大きさについて、認識を深めていただくような取組みを進めながら、中山間地域を維持していくことの重要性を共有していくことが必要であります。

また、都市部住民も課題解決の担い手となり得るような事業参画や交流の仕組みを検討する必要があります。

④ 中山間地域企業アンケート（有効回答率：51.9%）

調査目的

企業の現状に加え、課題や望む施策等を把握し、当該取組方針において対応した施策等を検討することにより、中山間地域の雇用の維持・創出等を図るとともに、まちづくりの担い手としての意識の醸成を目的として実施

対象地区

遠野、三和、田人、川前及び小川地区（福岡、上小川）の5地区

対象企業

- ・中山間5地区に立地する企業で、従業員4人以上の製造業事業所
- ・廃校施設を活用して立地している事業所

実施時期

令和4年1月

雇用について、当該地域の地域活性化のために「地元出身者の雇用」に取り組んでいる企業や、地域貢献策として「地元人材の積極的な雇用」を考えている企業がある一方、「求人募集に応答がない」など雇用問題が多く回答されていることから、立地企業が雇用を円滑にできるよう、ミスマッチを解消できる施策を検討し、立地企業の雇用を通して中山間地域の活性化を図れるよう検討する必要があります。

3 中山間地域の課題の抽出

⑤ いわき市中山間4地区区長会からの要望

要望者 いわき市中山間4地区区長会

実施時期 平成27年度～令和3年度

- 情報通信格差の是正（光ファイバー回線、携帯電話不感地域の解消）
- 有害鳥獣の対策
- 道路対策（道路の維持管理）
- 中山間地域へ若者が定住するための強力な情報発信
- 小中学校の特色ある教育
- 不法投棄（ポイ捨て）廃棄物の収集委託
- 風力発電施設の運用・管理等に係る住民の安全・安心の確保
- 風力発電事業による中山間地域の維持・存続のための新たな地域振興策の構築
- 国土調査事業の推進
- 中山間4地区の具体的な今後の振興策
- 移住などを促進
- 廃校を活用した企業誘致の促進
- 空き家の活用の推進

⑥ まちの魅力とまちづくり調査（調査：福島工業高等専門学校）

調査目的 まちの現状に対する評価や地区内外での日常の生活行動を把握するために、中学生、高校生の若年層を対象に実施。また、その意識や行動を比較するために事業所の就業者を対象としても実施。

対象地区 市内全地区

対象者 中学生（52.6%）、高校生（39.6%）、事業所の就業者（7.8%）
※当該調査の結果から、中山間地域の若い世代の課題やニーズを抽出

実施時期 令和元年11月～令和2年

日常生活における買い物をはじめ、通院の不便さ、公共交通の整備が不十分であることなどが課題として挙げられていること、また、住み続けたいと思うまちの条件として、「買い物の便利さ」や「交通の便利さ」が挙げられていることから、こういった将来を担う若い世代の意見も参考にしながら課題への対応を検討する必要があります。

3 中山間地域の課題の抽出

(2) 中山間地域の課題

中山間地域との意見交換や中山間地域住民アンケート等の結果をまとめると、中山間地域の課題は次のように整理されます。

病院や店舗等が少ないため地区内で対応できず、地区外に行くしかない。中山間地域の公共交通機関は、利用者の減少による採算性の問題などから整備が十分でなく、移動手段としては大多数が自家用車を使用しているが、住民の高齢化が進行し、今後、自家用車による移動が困難になることが想定される。また、三和地区、田人地区ではボランティア輸送を実施しているが、人口減少・高齢化の進行により、ドライバー等の担い手の確保が課題となっている。

人口減少、少子高齢化により担い手が不足し、消防団や自主防災組織等の地域防災や地域の美化活動、森林の保全、小規模給水施設等の維持が困難になっている。

若年層が流出し、子どもが戻ってこない。移住を促進したいが空き家の活用等が進まず住宅の確保が難しい。家が建てられない。また、移住後のなりわいについて、就職先が少なく、就農しようとしても農林業への新規参入が難しい。

少子化により学校の統廃合が進み、送迎や居場所づくりが課題となっている。

人口減少、少子高齢化により、特色ある中山間地域独自の伝統文化の担い手が不足している。

「地域医療の充実」、「買い物の支援」、
「交通手段の確保」

「担い手の確保」、「消防団の高齢化」、
「中山間地域の景観の維持」、「安定した
水の確保」、「鳥獣被害対策」

「移住の受入れ」、「空き家の活用」、
「農林業の担い手の確保」、「耕作放棄地
対策」、「雇用に係るミスマッチの解消」、
「廃校を活用した企業誘致の促進」

「まちづくりの担い手（若者、子育て世代
の定住）」、「子ども預かり事業の検討」

「伝統文化の継承」



アンケートや意見交換をもとに、「交通」、「医療」、「買い物」について重点的に施策を推進していきます。また、「交通」、「医療」、「買い物」の支援に必要な「担い手の確保」についても併せて取り組んでいきます。

4 時代の潮流

中山間地域の課題については、時代の潮流に対応して取組みを進めていきます。

デジタル技術の進展

デジタル技術の進展にともない、自然環境や地理的条件からの距離的な制約、また、人口減少・高齢化の進行による人材の不足など、中山間地域の条件不利性の改善に資することが期待されています。

SDGs（持続可能な開発目標）の広がり

SDGs（持続可能な開発目標）の取組みが世界各国で始まっており、日本としてもその達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取り組むこととされています。

価値観の多様化

近年は、子育てに関する人々の意識や価値観が多様化しており、若い世代の移住者が増加しています。また、中山間地域の優れた地域資源の一つである豊かな自然環境や伝統文化に触れ、中山間地域の魅力が再認識されています。

頻発化・激甚化する自然災害への対応

一般的に、森林に囲まれ農地が多い中山間地域においては、水資源の貯留機能が高く、洪水の防止や土砂崩壊の未然防止につながることで、下流域への土壌流出の防止機能があること、また、雨水を水田に貯留する機能等により河川流況の安定に資することなど、周辺の自然環境が減災効果を発揮する多面的機能を有しており、中山間地域の価値が見直されています。

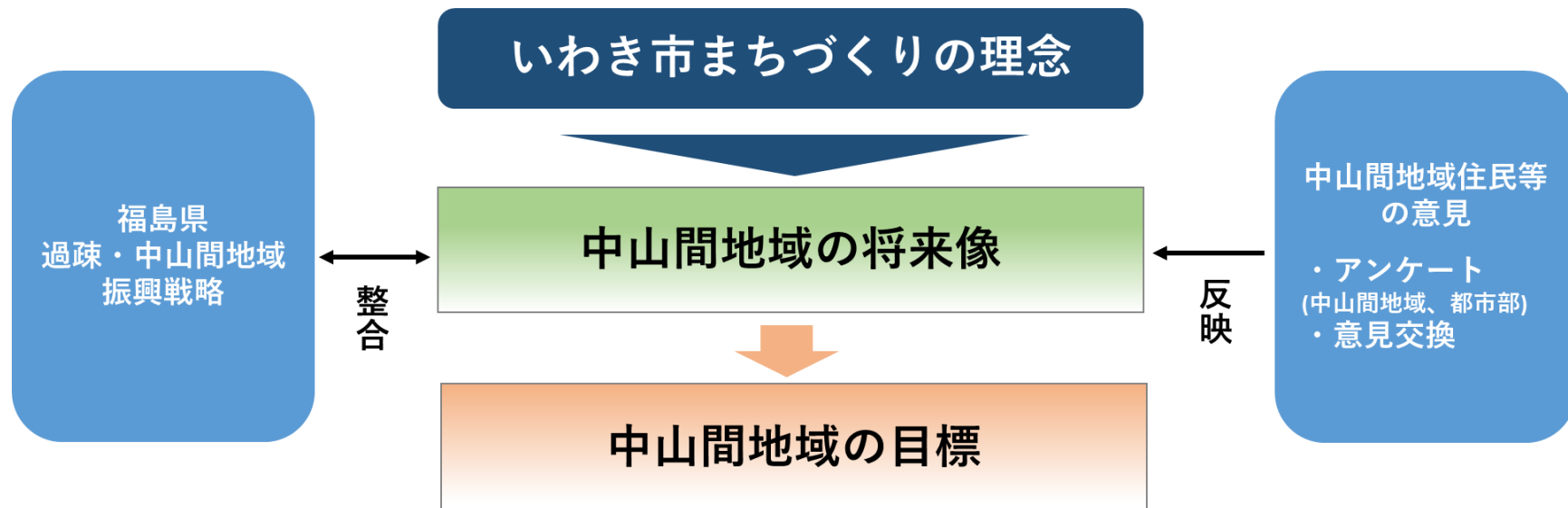
新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、密を避けるとともに、非接触・非対面など「新しい生活様式」が浸透し、家庭での生活や職場における働き方が大きく変化しました。

5 中山間地域の将来像・目標

「中山間地域の将来像」は、①いわき市のまちづくりの理念に基づき、②福島県過疎・中山間地域振興戦略と整合を図りながら、③中山間地域住民の意見を反映させて検討します。

また、中山間地域の将来像を実現させるための「目標」を定めます。



○いわき市まちづくりの理念

- ・めざすまちの姿 ⇒ 『誰もが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「いわき」』
- ・まちづくりの方向性 ⇒ 共に地域の課題の解決に取り組み、新たな価値を創造する（地域人材育成（ひとづくり）、地域価値向上（まちづくり）、地域産業振興（しごとづくり））

○福島県過疎・中山間地域振興戦略

- ・目標 ⇒ 「持続可能な里・山（さと・やま）社会の実現」
～誇れる里・山（さと・やま）を連携・共創により未来へつなぐ～
- ・施策の柱 ⇒ 「人と地域」、「しごと（雇用・経済）」、「暮らし（生活環境）」

5 中山間地域の将来像・目標

市まちづくりの理念、福島県過疎・中山間地域振興戦略、中山間地域の意見等を踏まえ、中山間地域の将来像、目標を次のとおりとします。

中山間地域の将来像

つながり、つなぐ、恵み豊かないわきの里山

～愛着や誇りを持ち続け、安全に安心していきいきと住み続けられる地域社会の実現～

中山間地域の目標

つながりでつくる安全・安心な暮らし

里山の恵みと文化の維持・継承

次の3つの方針を基に必要な取組みを進め、目標を達成し、将来像の実現を図ります。

方針

1. **暮らしを支えるまちづくり**（地域交通の確保、保健・医療・福祉の確保と充実、日常の消費生活の確保 等）
2. **暮らしを支えるひとづくり**（住民が主体的に活動する組織の支援、継続的な人材確保と核となる人材の育成 等）
3. **暮らしを支えるしごとづくり**（農林業の振興、地域資源を活用した産業振興・起業支援 等）

➤ 喫緊の課題である「1. 暮らしを支えるまちづくり」を重点的に推進

6 中山間地域の課題に対応した施策

(1) 施策の全体構成

中山間地域の目標を達成するために、3つの方針を基に必要な取組みを進め、将来像の実現を図ります。

方針

1 暮らしを支える まちづくり

中山間地域住民の日々の暮らしを支える環境の整備を推進します。



1-1 地域交通の確保

1-2 保健・医療・福祉の確保と充実

1-3 日常の消費生活の確保（買い物支援）

1-4 防災機能の強化

1-5 生活機能の整備・確保・維持

1-6 里山の保全と自然の共生

1-7 小さな拠点づくりの推進

2 暮らしを支える ひとづくり

住民の主体的な活動を支援するとともに、地域外の人材の活用を推進します。



2-1 住民が主体的に活動する組織の支援

2-2 継続的な人材確保と核となる人材の育成

2-3 関係人口の創出、移住・定住の促進

2-4 地域の魅力の再発見・地域文化の継承

2-5 次世代を担う人づくり（子育て・教育環境）

3 暮らしを支える しごとづくり

農林業をはじめとした中山間地域のなりわいの確保を推進します。



3-1 農林業の振興

3-2 地域資源を活用した産業振興・起業支援

3-3 地域の魅力を活かしたまちづくりと誘客の促進

中山間地域の将来像

中山間地域の目標

6 中山間地域の課題に対応した施策

(2) 重点的に推進する施策について

「交通」、「医療」、「買い物」の支援については、中山間地域住民アンケートの望む施策で回答数が多かったことに加え、地域との意見交換においても複数の地区から課題として挙げられました。

これらの生活に密着した課題は、中山間地域の住民が暮らし続けるうえで欠かせない要素であることから、「小さな拠点」の形成を促しながら、これらの施策を重点的に推進します。

また、「交通」、「医療」、「買い物」の支援を実施するための「担い手の確保」についても、併せて推進します。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）の実現

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年9月の国連サミットで採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、中山間地域においては、地域の暮らしの維持を図ることで、SDGsの理念である「持続可能な地域社会」の実現を目指します。



6 中山間地域の課題に対応した施策



(4) 暮らしを支えるまちづくり

1-1 地域交通の確保

自家用自動車の普及や少子化等による人口減少により、公共交通の利用者が減少傾向にあり、公共交通の維持・確保が困難な状況にあります。

また、鉄道やバス路線がない、または少ない中山間地域においては、通院、買い物等が困難であるほか、運転免許証自主返納者の返納後の生活に支障をきたすことが想定されるため、地域公共交通計画を策定し、地域の輸送資源を総動員した交通システムを地域と産学官民の共創による移手段の確保に向けた検討を進めます。

主な取り組み

- ・ 鉄道、バス路線の維持・確保
- ・ ボランティア輸送の継続・改善
- ・ **地域の輸送資源との共創による自家用有償旅客運送の検討**
- ・ **地域とタクシー事業者等との共創による域内交通検討**
- ・ スクールバスの運行



6 中山間地域の課題に対応した施策



1-2 保健・医療・福祉の確保と充実

住民が住み慣れた地域で安心して暮らすための保健・医療・福祉を確保するとともに、ニーズに応じたアウトリーチ型の施策やデジタル技術を活用した事業についても併せて検討します。

主な取り組み

- ・ 医師不足の解消
- ・ **オンライン診療の調査研究**
- ・ ヘルスケアアプリ『HELPO』の普及促進
- ・ 交通手段の確保
- ・ 診療所の開設支援
- ・ **医療Ma a Sの調査研究(※)**
- ・ 小さな拠点づくりの推進
- ・ 地域の支え合いの推進

ヘルスケアアプリ



※「医療Ma a S」とは、移動診療車に看護師が乗り込み患者まで出向き、医師がオンライン診療を実施するものです。



オンライン診療の調査研究



医師不足の解消・診療所の開設支援

1-3 日常の消費生活の確保（買い物支援）

中山間地域では、買い物ができる店舗が少なく、また、移動手段がない高齢者が多いことから、高齢者の皆様が日常生活における生活必需品を安定的に購入できるよう、買い物を支援します。

主な取組み

- ・ 地域の支え合いの推進
- ・ おつかいMaaS（※）
- ・ つどいの場等と移動販売のマッチング
- ・ ネットショッピングの活用支援
- ・ 移動販売の情報収集、共有
- ・ 交通手段の確保

※「おつかいMaaS」とは、高齢者等の買物弱者支援や生活利便性の向上につなげることを目的に、地域活性化包括連携協定を締結する株式会社マルトと連携した宅配サービスです。



6 中山間地域の課題に対応した施策

1 貧困をなくそう



4 質の高い教育をみんなに



6 安全な水とトイレを世界中に



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



1-4 防災機能の強化

人口減少や少子高齢化による消防団員等の担い手不足に伴い、地域の防災力の維持が困難なため、各種訓練を通じて、防災意識の高揚や自助、共助等による防災対応力の向上を図るとともに、高齢者等に対する災害情報の伝達方法を検討し、地域の防災機能を強化します。

主な取組み

- ・ 自主防災組織の強化等
- ・ 情報伝達手段の検討



1-5 生活機能の整備・確保・維持

移動手段がない高齢者が、支所・公民館等まで行かなくても行政サービスが受けられるよう、ニーズに応じたアウトリーチ型やオンラインによる行政サービスを提供します。

また、飲料水の確保や情報インフラなど、日常生活に必要な機能を整備・確保・維持していきます。

主な取組み

- ・ アウトリーチ型の施策の検討
- ・ 行政手続オンライン化の推進
- ・ 安定した水の確保
- ・ 携帯電話の不感地域の解消
- ・ 情報リテラシーの向上支援



1-6 里山の保全と自然の共生

中山間地域の森林や農地は、美しい景観や豊かな地域資源を提供するほか、国土や環境の保全や水源かん養機能、更には自然災害に対する減災効果を発揮するなど、重要な多面的機能を有しているため、里山の自然環境を保全します。

主な取組み

- ・ 水源かん養機能の確保
- ・ イノシシの駆除等
- ・ **自然体験型イベントの推進**





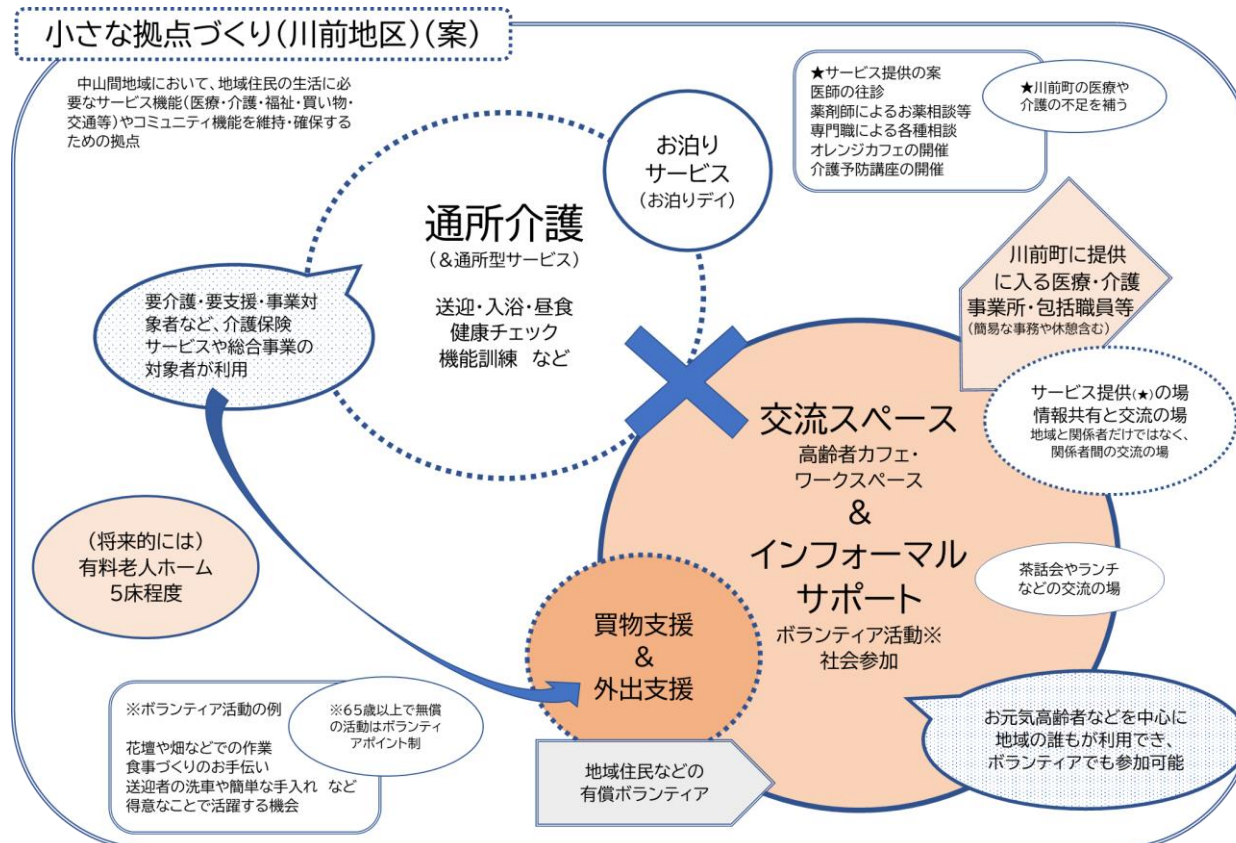
1-7 小さな拠点づくりの推進

川前地区では、地域の人々の日々の暮らしを支えるため、住民の皆様が主体となって、医療・介護・福祉、買い物、公共交通などの生活サービス機能や地域活動の拠点施設を一定程度集積・確保した小さな拠点づくりを進めています。

小さな拠点の運営を支援するとともに、他地域においても小さな拠点づくりが進められるよう、地域の皆様と一緒に検討していきます。

主な取組み

・小さな拠点づくりの推進



(5) 暮らしを支えるひとづくり

2-1 住民が主体的に活動する組織の支援

中山間地域の皆様の自主的・主体的なまちづくりを推進するため、市民活動団体等を支援します。また、各地区がまちづくりの基本方針や施策等をまとめた「地域づくり構想」に基づき、住民の皆様が進めるまちづくりの取組みを支援します。

主な取組み

- ・ まち・未来創造支援事業
- ・ 地域づくり構想の支援

2-2 継続的な人材確保と核となる人材の育成

少子高齢化等に伴いまちづくりの担い手が不足している中山間地域において、まちづくりの中心となる担い手の育成や住民参加の仕組みづくりを支援します。

主な取組み

- ・ まちづくりを担う人材の育成
- ・ 集落支援員の活用
- ・ **特定地域づくり事業協同組合の検討（※）**
- ・ 公務員等の地域貢献活動

※「特定地域づくり事業協同組合」とは、一つひとつの事業体でみると通年や終日の仕事がないが、地域の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事として給与水準も確保することにより、安定した雇用を創出し、地域の担い手を育てる事業です。

2-3 関係人口の創出、移住・定住の促進

中山間地域の外から新たな活力を呼び込み、地域の活性化や集落の維持を図るため、関係人口を創出し、移住・定住を促進します。また、地域おこし協力隊が卒隊後もその地に定住できるよう、定住支援を強化します。

主な取組み

- ・ 地域おこし協力隊の推進
- ・ 移住や二地域居住の取組みの推進
- ・ 空き家の利活用
- ・ **中山間地域のボランティア制度**



2-4 地域の魅力の再発見・地域文化の継承

中山間地域が果たしている重要な役割や地域の魅力を市全体に共有できるように、地域おこし協力隊をはじめ、様々な機会をとらえて情報発信に取り組みます。

また、中山間地域の特色ある伝統文化を将来にわたって保存・継承していくため、その活動を支援します。

主な取り組み

- 中山間地域の重要性の共有
- 伝統文化の継承
- 中山間地域の魅力の発信

2-5 次世代を担う人づくり（子育て・教育環境）

若い世代が定住し、また、子どもたちが住み慣れた中山間地域で教育を受けることができるよう、スクールバス等による通学の支援や、放課後の子ども預かり事業を推進します。

また、校外学習活動や教育旅行などの体験活動により、子どもたちが中山間地域について学ぶ機会を創出して郷土愛を醸成し、中山間地域の次世代を担う人材を育成します。

主な取り組み

- スクールバス等による通学支援
- 体験活動等を通じた中山間地域の重要性の共有
- 子ども預かり事業の検討
- 次世代を担う人づくり



(6) 暮らしを支えるしごとづくり

3-1 農林業の振興

世界情勢の変動による食料価格の高騰や、ウッドショック（木材価格の高騰）を契機とした林業の成長産業化の機会の到来など、これまで以上に農林業への関心が高まっています。

高齢化・担い手不足が進む農林業の振興を図るため、「市農業・農村振興基本計画」及び「市森林・林業・木材産業振興プラン」に基づく各種施策において、中山間地域においても取組みを進めます。

主な取組み

- ・ 農林業の振興
（中山間地域における適地適作（新規作目、在来種等）の推進）
- ・ 農林業の担い手の確保
（多様な担い手の確保・育成）
- ・ 農林業の経営体等への支援
（スマート農業/林業の推進、農産物直売所等への支援）



3-2 地域資源を活用した産業振興・起業支援

カーボンニュートラルの実現に向け、中山間地域の地形を生かした風力発電などの再生可能エネルギー産業が伸展しており、雇用の創出等が期待できます。

また、廃校等の利活用、農産物直売所の支援、地域おこし協力隊の起業支援等を行って中山間地域の産業を振興し、雇用を創出します。

主な取組み

- ・ 廃校等の利活用
- ・ 地域おこし協力隊の起業支援
- ・ 再生可能エネルギー等の利活用による産業振興支援
- ・ 農産物直売所の支援

3-3 地域の魅力を活かしたまちづくりと誘客の促進

中山間地域の自然環境や優位性を活かしたアウトドアエンターテインメントの創造やワーケーションの推進、地域おこし協力隊などを活用した魅力発信などを通じて、中山間地域の良さを体験してもらい、誘客を促進します。

主な取組み

- ・ アウトドアエンターテインメントの創造
- ・ 交流人口の拡大
- ・ 地域おこし協力隊による魅力の発信
- ・ ワーケーションの推進
- ・ レンタサイクルによる魅力の体験



7 施策を推進する取組み

(1) 新たな財源づくり

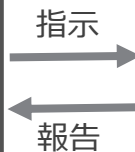
取組みを安定的・継続的に推進していくために、本市の中山間地域出身で、首都圏等で活躍され、ふるさとを財政的に応援したい方などから寄附を募り、財源として活用する仕組みを検討します。

(2) 推進体制の強化

「中山間地域の課題解決に向けた取組方針」に基づく施策の進捗管理や見直しの協議を行う庁内外の推進体制を強化します。

推進本部、推進本部幹事会（新設）

副市長を本部長とし、部等の長で組織する「推進本部」、下部組織として課等の長で組織する「推進本部幹事会」を設置



事務局

- ・事業の進捗管理
- ・新たな課題の対応
- ・財源の活用の検討



有識者懇談会（常設）

- ・学識経験者
- ・中山間地域関係者
- ・しごと関係
- ・移住関係
- ・農林業関係
- ・まちづくり実践者
- ・福祉関係
- ・教育、子育て関係 等

中山間地域の 「地域づくり構想」

ほっとする遠野の里構想

- ・平成21年春 策定
- ・現在、改定作業中

基本理念

『住んでいる人が誇れる町、だれもがまた来たくなる町』

- ① 住んでいる人がいきいきと暮らす町
- ② 自然と共存し、それを誇りとする町
- ③ 訪れた人が、気持ちいい～と感じる町

基本目標

生きがい（産業・経済／社会基盤の充実）
きもちのいい暮らし（自然と環境が誇りの町）
健康な心と体（福祉・教育・文化の充実）

柱

- 1 生きがいのあるまちづくり
（産業・経済／社会基盤の充実）
- 2 きもちのいい暮らしができるまちづくり
（自然と環境が誇りの町）
- 3 健康な心と体をはぐくむまちづくり
（福祉・教育・文化の充実）



事業

生きがいのあるまちづくり

1

- (1) 特産品を生みだすまちプラン
- (2) 物を創意で売るまちプラン
- (3) 資源をみがくまちプラン
- (4) 基盤を整備するまちプラン

きもちのいい暮らしができるまちづくり

2

- (1) 自然を大切にするまちプラン
- (2) 天水循環を守るまちプラン
- (3) 自然と親しむまちプラン
- (4) 里山を体で感じるまちプラン

健康な心と体をはぐくむまちづくり

3

- (1) 住みよいまちプラン
- (2) 安心安全な生活が送れるまちプラン
- (3) 人と人がつながるまちプラン
- (4) 人が育ち、文化が育つまちプラン

基本目標

豊かな自然と調和するまち小川
暮らしやすいすみよいまち小川
ゆとりとうるおいのまち小川

柱

- 1 老いも若きもイキイキと暮らせるすみよいまちを目指す
- 2 小川地域の可能性を広げるためのまちづくりを進める
- 3 住む人や来る人が、みんなで集い、つながり、交流できるまちを目指す



事業

老いも若きもイキイキと暮らせるすみよいまちを目指す

1

- (1)自然を活かしたイベントによる世代間交流
- (2)高齢者のための「足」の確保
- (3)地域にあった医療・福祉体制の充実
- (4)幅広い世代の社会参加の促進

小川地域の可能性を広げるためのまちづくりを進める

2

- (1)若者の力を活かした農業の促進
- (2)市民の力を活かしたコミュニティビジネスの創出・支援
- (3)戦略的に観光事業を実施、運営できる組織づくり

住む人や来る人が、みんなで集い、つながり、交流できるまちを目指す

3

- ①コミュニティの活性化による地域課題の発見とその対応
- ②今ある施設の活用促進策の検討
- ③地域を支える拠点づくり
(行政・経済・まちづくり・交流等)

基本理念

三和の豊かな自然を将来にわたって維持し、生活する人がいきいきと暮らし、そこに集う人が加わり、輝くまち・三和の里づくりの実現をめざします。

四季により移り変わる豊かなまちの顔を活かし、すべての人が住み続けたいと思う持続可能なまちづくりに取り組みます。

基本目標

「自然が輝き・人が輝き・まちも輝く 三和の里づくり」

～春は花、夏は星、秋のもみじ、冬の人情、
いっしょに住まんしょ三和のまち～

柱

- 1 四季を感じ、人の心を豊かにする美しい自然環境
- 2 元気とふれあいを生み出す豊かで美味しい農産物
- 3 世代を超えて持続する誇りある伝統と歴史
- 4 住み続けたい、暮らしやすい生活環境



事業

四季を感じ、人の心を豊かにする美しい自然環境

1

- (1) 将来にわたって山林、河川・湿原、農地を維持する
- (2) 新しい価値を見出し、活用する
- (3) 魅力を内外に発信する

元気とふれあいを生み出す豊かで美味しい農産物

2

- (1) 新鮮な高原野菜を提供する
 - ① 他の地域の野菜との差別化を図る。
 - ② 供給体制を確立する。
- (2) 生産と販売を通して交流する

世代を超えて持続する誇りある伝統と歴史

3

- (1) 維持・継承する
- (2) 目を向ける
- (3) 交流の場とする

住み続けたい、暮らしやすい生活環境

4

- (1) 安心・安全を提供する
- (2) 元気で楽しく生活する
- (3) 子どもを安心して育てる

第3次 田人交流の里構想

- ・平成2年度 策定
- ・平成11年度 改定
- ・平成21年度 改定

基本理念

田人の豊かな自然を保全し、これと調和した交流の里の実現をめざします。

さらに、田人の強みを活かした想像力豊かなまちづくりを実践することで、10年後はもとより、100年後の未来まで力強く持続できる自立したまちをめざします。

基本目標

「ほんとうに住みよい田人をめざして」

柱

- 1 田人の強みを活かした想像力豊かな産業の創造
- 2 お互いに顔が見えるまちづくり
- 3 生活者視点による暮らしやすさの実現



事業

田人の強みを活かした想像力豊かな産業の創造

1

- (1) 新たな地域産業を創造する
- (2) Iターン者・高齢者向けの雇用を創出する
- (3) マーケティング戦略・戦術を習得する

お互いに顔が見えるまちづくり

2

- (1) 交流人口を増やす
- (2) 定住人口を増やす

生活者視点による暮らしやすさの実現

3

- (1) 元気で長生きする
- (2) 新しい公共交通手段を育てる
- (3) 自ら学び成長する
- (4) 普段から災害に備える
- (5) 都市基盤を充実させる

基本理念

「川前人」として・・・

- ☞ 元気に笑顔であいさつをしよう
- ☞ 川前の中・外でセールスマンとして川前自慢をしよう
- ☞ 川前の資源を愛し、使い続けよう
- ☞ 川前の魂を未来につなげよう

基本目標

みんなでつくる川前共万国

- ◎ 人の和(わ)、地区内外の輪(わ)、資源・価値の環(わ)
- ◎ 誇りの里、永遠のふるさと

柱

- 1 人・コミュニティを育てる
- 2 産業・しごとをつくる
- 3 自然を守り、交流する
- 4 生活の基盤を整える
- 5 地域の拠点をつくる
 - a いわきの里鬼ヶ城
 - b 生活・行政拠点施設



事業

・平成30年7月 策定

人・コミュニティを育てる

1

- | | |
|----------------|---------------|
| (1)コミュニティの輪づくり | (6)まちづくり人材の確保 |
| (2)コミュニティ組織づくり | (7)伝統文化の継承 |
| (3)高齢者の見守り強化 | (8)文化・交流イベント |
| (4)川前人の意識改革 | (9)情報の発信・共有 |
| (5)川前人教育・養成 | |

産業・仕事をつくる

2

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1)新しい共生型農業の展開 | (4)観光の盛り上げ |
| (2)川前ブランド産品づくり | (5)多様な産業づくりへの挑戦 |
| (3)6次化商品の販売 | |

自然を守り、交流する

3

- | | |
|-------------|--------------|
| (1)自然の保全と活用 | (4)体験交流の展開 |
| (2)山里の景観向上 | (5)交流イベントの開催 |
| (3)花のまちづくり | |

生活の基盤を整える

4

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1)道路環境の改善・整備 | (6)買い物等の利便の確保 |
| (2)情報通信基盤の整備 | (7)新技術の生活基盤への活用 |
| (3)医療・福祉環境の充実 | (8)必要な生活基盤事業の確保 |
| (4)衛生環境の向上 | |
| (5)地域の公共交通システムの確保 | |

地域の拠点をつくる

5

- | | |
|-------------------|---------------|
| a いわきの里鬼ヶ城 | b 生活・行政拠点施設 |
| (1)集客のための行動・運営 | (1)支所のあり方検討 |
| (2)情報・話題の発信 | (2)生活拠点機能の複合化 |
| (3)施設機能の拡充 | |
| (4)住民参加による運営・サービス | |
| (5)保健・福祉・介護機能の導入 | |